

賃 貸 借 契 約 書 （総価契約） （案）

件 名	宇品東小学校仮設校舎の賃貸借
履 行 場 所	広島市立宇品東小学校（南区宇品東七丁目１１番８号）
契 約 期 間	契約締結日から令和１１年８月３１日まで （地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）
借 入 期 間	令和９年３月３１日から令和１１年５月３１日まで
契 約 金 額	別表のとおり （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 別表のとおり）
支 払 方 法 等	宇品東小学校仮設校舎賃貸借契約約款（長期継続契約用）のとおり。
契 約 保 証 金	要
そ の 他 の 契 約 事 項	宇品東小学校仮設校舎賃貸借契約約款（長期継続契約用）のとおり。
特 約 条 項	なし
適用除外事項	なし
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の賃貸借契約について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の賃貸借契約約款によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年８月 日

賃借人 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

賃貸人

(別 表)

区分	支 払 金 額	請求時期	支払期限
仮設建物設置費	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)	賃貸借契約約款 第5条第1項の 検査終了後	請求を受けた日 から起算して 30日以内
令和8年度 賃貸借料	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)	令和8年度 賃貸借期間 満了後	請求を受けた日 から起算して 30日以内
令和9年度 賃貸借料	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)	令和9年度 賃貸借期間 満了後	請求を受けた日 から起算して 30日以内
令和10年度 賃貸借料	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)	令和10年度 賃貸借期間 満了後	請求を受けた日 から起算して 30日以内
令和11年度 賃貸借料	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)	令和11年度 賃貸借期間 満了後	請求を受けた日 から起算して 30日以内
仮設建物撤去費	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)	賃貸借契約約款 第5条第3項の 検査終了後	請求を受けた日 から起算して 30日以内